

建設事業者の皆様へ

工事入札案件に係る積算内訳書の提出について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（入札契約適正化法）の改正により、平成27年4月1日から工事請負の入札に際し、積算内訳書の提出が義務づけられます。

これまで築上町では工事入札について落札者のみ積算内訳書の提出をいただいておりますが、上記の法律改正に伴い、平成27年度から指名競争入札を含めたすべての工事入札案件について、入札参加者の積算内訳書の提出が必要となります。積算内訳書の提出がない場合は、失格となりますのでご注意ください。積算内訳書については封筒に入れる必要はありません。

また、今回の法律改正に伴い、公共工事の施工体制台帳の作成義務が、下請け金額に関わらず作成する必要があると拡大されましたので、併せてお知らせいたします。（平成27年4月1日以降に契約を締結した工事について適用）